

令和5年度性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況

※本表中において、「理解増進法」は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」を指すものとする。

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の類型			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
1	国の行政機関における管理職に対する研修	人事院	本府省及び地方機関等の幹部・管理職員を対象とした、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含めた幹部・管理職員ハラスメント防止研修を実施した。	該当なし	○			
2	国の行政機関におけるハラスメント防止対策担当者に対する研修	人事院	本府省及び地方機関等のハラスメント防止対策担当者を対象とした、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含めたハラスメント防止対策担当者実務研修を実施した。	該当なし	○			
3	国の行政機関におけるハラスメント相談員等に対する研修	人事院	本府省のハラスメント相談員及び苦情相談担当官を対象とした、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含めたハラスメント相談員セミナー兼苦情相談担当官研修を実施した。	該当なし	○			
4	国家公務員ハラスメント防止週間における職員研修	人事院	国家公務員ハラスメント防止週間に、全職員を対象とした、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含めたeラーニング及び研修教材の配信を実施した。	該当なし	○			
5	採用時研修、中堅係員研修、係長級研修、新任管理職研修	人事院	採用時研修、中堅係員研修及び係長級研修において、セクシュアル・ハラスメントに関する基本的事項として性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を取り扱っている。 また、新たに管理職となった者に対する研修におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する課目の中で、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を取り扱っている。	該当なし	○			
6	ハラスメント相談員の設置	人事院	性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づくハラスメントを含めた、ハラスメント相談員を設置している。	該当なし		○		
7	セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	人事院	人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）第8条第4項に基づき、セクシュアル・ハラスメント相談員を設置し、職員以外の者であって職員からセクシュアル・ハラスメント（性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動を含む。）を受けたと思われる者からの苦情相談を受けることとしている。	https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/harassment/gaibusoudanmadoguchi.html		○		

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の類型			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
8	勤務条件や勤務環境等に関する相談に対応する体制の整備	人事院	一般職の国家公務員からの勤務条件や勤務環境等に関する相談に対応する体制を整備している。 相談の対象には、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント（性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する内容を含む。）等が含まれる。	https://www.jinji.go.jp/seisaku/soudan/counseling.html		○		
9	eラーニングによる新任管理者等のためのハラスメント防止講習	内閣官房	各府省等独自の研修等を受講できない新任管理者等に対して、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を含めた、職場におけるハラスメント防止のためのeラーニングを実施した。	該当なし	○			
10	性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する勉強会	内閣官房	各府省等における一層の理解促進に資するよう、各府省等の人事担当者・ハラスメント担当者などを含む全ての職員に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する基礎知識等を習得するための機会を提供することを目的に開催し、R5年度は約1000名の職員が参加した。	該当なし	○			
11	性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営	内閣府	関係行政機関の局長級職員をもって構成される、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うことを目的とした連絡会議を令和5年8月9日に立ち上げ、既存の取組の整理や概算要求のとりまとめを行うとともに、有識者ヒアリングを実施し、情報共有を行った。（令和5年度：4回開催）	https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/meeting/index.html			○	
12	理解増進法の趣旨や目的に関する広報・啓発	内閣府	理解増進法の趣旨や目的に関するQ&Aやリーフレットを作成し、内閣府ホームページに掲載するとともに、リーフレットについては、令和6年3月に地方公共団体等を通じて、国民一般への配布を行った。	https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/qa/index.html https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/koho/index.html	○			
13	理解増進法第9条に規定する学術研究等の遂行に資する既存研究等の調査分析	内閣府	理解増進法に基づく学術研究等の一環として、国内外の性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する既存の調査、研究等の収集、整理及び分析を行った。	https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/research/index.html				○
14	都道府県・政令指定都市の性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当課一覧の作成及び公表	内閣府	各地方公共団体における政策や取組に関する国民の皆様の理解を深める一助となることや、国及び地方公共団体間の連携を促すことを目的として、都道府県・政令指定都市における性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進施策の担当課の一覧を作成し、内閣府ホームページに掲載した。	https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/tanto/ichiran.html			○	

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の種類			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
15	孤独・孤立相談ダイヤル（#9999）	内閣府	孤独・孤立に悩む人の相談窓口へのアクセスの容易化や相談ニーズへの迅速な対応のため、NPOなど関係団体が連携し、統一的に相談を受け付ける窓口体制である「孤独・孤立相談ダイヤル（#9999）」を試行実施し、性的指向及びジェンダーアイデンティに関する悩みについても受け付けた。（令和5年度は第5期として、令和5年12月15日から令和6年1月4日までの間実施。） ※令和5年度は、内閣官房が実施	該当なし		○		
16	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	内閣府	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談員及び行政職員を対象とする研修において、性的マイノリティの性暴力被害者支援についての内容を取り扱った。（受講者実績：相談員80名、行政職員62名）	該当なし	○	○		
17	同性カップル間の暴力について、保護命令の対象となった事例があることの周知	内閣府	改正配偶者暴力防止法に関するパンフレット等において、同性カップル間の暴力について、保護命令の対象となった事例があることの周知を行った。	https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/index2.html	○			
18	避難生活支援リーダー/サポーター研修	内閣府	地域のボランティア人材に避難所運営のスキルの学んでいただく「避難生活支援リーダー/サポーター研修」において、女性や性的マイノリティなど多様な被災者への配慮や対応についても盛り込み、避難所運営の現場における適切な対応を促している。（令和5年度受講実績：256名）	https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/hinanseikatsusien.html	○			
19	新規採用職員研修	内閣府	例年実施している新規採用職員研修において、性的マイノリティに関する内容を取り扱うこととした。	該当なし	○			
20	ハラスメントに関する相談窓口の設置	内閣府	ハラスメントに関する相談窓口を設置しており、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とするハラスメントについても相談の対象としている。	該当なし		○		
21	苦情相談窓口の設置	宮内庁	職員のための苦情相談窓口を設置し、性的指向、ジェンダーアイデンティティ含め、各種の苦情に対応した。	該当なし		○		
22	国家公務員ハラスメント防止週間に合わせた普及啓発	公正取引委員会	令和5年度国家公務員ハラスメント防止週間に合わせて、ハラスメント（性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る内容を含む。）に関する自習用教材及び周知啓発用動画を庁内LAN掲示板に掲載するとともに、事務総長から職員向けにハラスメント防止に関するメッセージを発信した。	該当なし	○			

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の類型			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
23	ハラスメント防止研修(対面)の実施	公正取引委員会	令和5年度に新たに採用された職員、当該年度に新たに管理職・課長補佐級・係長級に昇任した職員に対し、セクハラを含むハラスメント(性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る内容を含む。)に対する正しい認識を持たせ、ハラスメントを未然に防止する研修を実施した。(令和5年度受講者実績:採用時研修32名、管理職昇任時研修6名、課長補佐級昇任時研修25名、係長級昇任時研修23名)	該当なし	○			
24	職員相談窓口の運営	公正取引委員会	職員向け各種相談窓口を運営しているところ、苦情相談制度及びカウンセリング制度において、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する苦情や相談についても受け付けることとしている。	該当なし		○		
25	幹部職員等の意識啓発のための研修	警察庁	性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る内容を含む各種ハラスメント防止等に関する幹部職員等の意識啓発のための研修を実施した。	該当なし	○			
26	適正な職務執行を期するための研修	警察庁	警察庁では、新規採用及び昇任時の研修において、性的指向・ジェンダーアイデンティティを含む各種人権課題に対する理解を深め、人権尊重の重要性や人権に配慮した職務執行の必要性について理解させるための研修を行うよう都道府県警察等に指示している。これを受けて、都道府県警察等では、採用時・昇任時の研修のほか、警察学校における専門的な研修や警察署等における職場研修等の様々な機会に、性的指向・ジェンダーアイデンティティを含む各種人権に配慮した適正な職務執行を期するための研修を実施している。	該当なし	○			
27	セクシュアル・ハラスメント等相談員の指定	警察庁	性的指向及びジェンダーアイデンティティに係る内容を含む各種ハラスメント防止等に対応するため、警察庁の内部部局におけるセクシュアル・ハラスメント等相談員を指定し、これを全職員に対し周知した。	該当なし		○		
28	ハラスメント研修の実施	カジノ管理委員会	全職員を対象としてSOGIハラスメントに関する内容を盛り込んだハラスメント研修を実施した。(令和5年度受講者実績:約170名)	該当なし	○			
29	服務規律等研修	金融庁	全職員を対象に実施している研修のうち「ハラスメント防止」の項目において、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等についての内容を盛り込んだ。	該当なし	○			
30	職員のための苦情相談窓口	消費者庁	職員のための苦情相談窓口において、性的指向、ジェンダーアイデンティティの相談があれば対応している。	該当なし		○		

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の種類			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
31	子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～子ども・若者の声を聴く取組のはじめ方～	子ども家庭庁	行政職員が子どもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、ガイドラインを策定した。ガイドライン中、性的マイノリティの子ども・若者にとって安全・安心な場づくりのための工夫を記載している。	https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline	○			
32	多様な子ども・若者の意見を聴く在り方及び子どもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究	子ども家庭庁	令和4年度に内閣官房子ども家庭庁設立準備室において実施した「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」において、声を聴かれにくい子どもや若者からの意見聴取の在り方について更なる検討が求められたことを踏まえ、令和5年度に「多様な子ども・若者の意見を聴く在り方及び子どもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」として、性的マイノリティを含む多様な子ども・若者の意見反映プロセスの在り方を検討する調査研究を行った。	https://www.cfa.go.jp/policies/iken/guideline/	○			○
33	ハラスメント相談窓口の設置	デジタル庁	職員から性的指向・ジェンダーアイデンティティに係るものも含め各種ハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応することとしている。	該当なし		○		
34	各種ハラスメントに関する相談員の指名	復興庁	セクシュアル・ハラスメント等の各種ハラスメントについて、職員からの相談に対応するため相談員を指名しており、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関するハラスメントも相談の対象としている。	該当なし		○		
35	地方公共団体の職員採用等における平等取扱いの原則（地方公務員法第13条）に即した対応の要請	総務省	地方公共団体における職員採用の際に、性的指向・性自認といった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、地方公務員法第13条に規定する『平等取扱いの原則』に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、改めて採用試験の点検を依頼した。	地方公共団体の職員の公正な採用について（令和5年5月31日事務連絡） https://www.soumu.go.jp/main_content/000820506.pdf 地方公共団体の職員の公正な採用について（令和6年3月14日事務連絡） https://www.soumu.go.jp/main_content/000935885.pdf			○	

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の種類			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
36	厚生労働省指針を踏まえた地方公共団体におけるハラスメント防止への対応	総務省	<p>理解増進法が施行されたことを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）において、「被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となる」旨示されていること ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）において、パワーハラスメントに該当すると考えられる例として、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」等が明記されていること <p>について、改めて認識し、適切に対応いただきたい旨地方公共団体に対し助言を行った。</p>	<p>地方公共団体における各種ハラスメント対策への対応について（令和5年12月27日総行女第32号）</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_content/000920597.pdf</p>			○	
37	ハラスメント苦情相談員の配置	総務省	<p>セクシュアル・ハラスメントに対する苦情相談に対応するハラスメント苦情相談員を配置しており、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動も含めて受け付けている。</p>	該当なし		○		
38	各消防本部の幹部に向けた講義	総務省消防庁	<p>消防大学校において、平成30年3月から各消防本部の幹部向け研修の中でLGBTに関する講義を実施しているところ、令和5年度についても講義を行った。（令和5年度講義回数：4回）</p>	該当なし	○			
39	人権相談・調査救済活動の実施	法務省	<p>全国の法務局において、性的マイノリティの方々に関するものを含めて様々な人権問題等について相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じた。（令和5年の性的マイノリティに関する人権相談件数：221件）</p>	<p>人権相談窓口</p> <p>https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html</p> <p>調査救済活動</p> <p>https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_chousa.html</p>		○		

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の類型			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
40	性的マイノリティに関する啓発活動	法務省	性的マイノリティに関する啓発動画の配信、冊子の配布等の各種人権啓発活動を実施した。 また、性的マイノリティの方々に配慮した様々な取組を進めている企業等に、その内容を公表していただくことにより、企業や個人の参考としていただく取組を実施した。（令和6年3月時点の掲載企業・団体数：10）	動画「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」 https://www.youtube.com/watch?v=G9DhghaAxlo 動画「企業と人権 職場からつくる人権尊重社会」 https://www.youtube.com/watch?v=PGt4tUQy2u8 冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会<改訂版>」 https://www.moj.go.jp/content/001296336.pdf Myじんけん宣言・性的マイノリティ編 https://www.jinken-library.jp/respect-for-gender-diversity/	○			
41	人権啓発指導者養成研修会	法務省	都道府県、特別区及び市町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象に、地域に密着した人権啓発の指導者として必要なスキルと知識の修得のための研修を毎年度実施しているところ、性的マイノリティに関する講義も行った。（令和5年度受講者数：607人）	該当なし	○			
42	検察職員、保護観察官、法務局職員及び矯正施設で勤務する職員に対して実施する各種研修	法務省	検察職員、保護観察官、法務局職員及び矯正施設で勤務する職員に対して実施するそれぞれの各種研修において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する講義を実施した。	該当なし	○			
43	ハラスメントに関する職員のための苦情相談窓口の設置	法務省	従来より、ハラスメントに関する職員のための苦情相談窓口を設置し、性的指向、ジェンダーアイデンティティを含め、各種の苦情相談に対応することとしている。	該当なし		○		
44	セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の設置	外務省	職員のためのハラスメント相談窓口を設置しており、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容の相談を含め、職員からのハラスメント相談に対応した。	該当なし		○		
45	コンプライアンス研修	財務省	一般職員を対象に実施している「コンプライアンス研修」のうち「ハラスメント防止」の項目において、令和5年度より性的指向・ジェンダーアイデンティティ等についての内容を盛り込んだ。	該当なし	○			

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の種類			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
46	ハラスメント防止のための研修	国税庁	従来より、ハラスメント防止のための研修の一環として、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容を取り扱っているところ、令和5年度も取り扱った。 <<対象研修>> ・ 審判所外部登用者研修（受講者：14名） ・ 新任調査官研修 ・ 庁内ハラスメント研修（受講者1,600名程度） ・ 専門官基礎研修・社会人基礎研修（受講者1,200名程度） ・ 総合職基礎研修	該当なし	○			
47	採用時研修	国税庁	従来より、採用時研修において、「性的マイノリティに関する人権問題」についての内容を取り扱っているところ、令和5年度も取り扱った。 <<対象研修>> 専門官基礎研修及び社会人基礎研修(受講者約1,000名)	該当なし	○			
48	ハラスメント相談窓口の設置	国税庁	職員のためのハラスメント相談窓口を設置し、性的指向、ジェンダーアイデンティティを含む、ハラスメント全般に関する相談体制を充実させた。	該当なし		○		
49	理解増進法の概要等についての通知の発出	文部科学省	理解増進法の公布を受け、法の概要等について周知する通知を各教育委員会等へ発出した。 同通知内において、文部科学省の取組（教職員向けの啓発資料や研修動画、改訂版生徒指導提要への性的マイノリティに関する記載の追加等）について再度紹介するとともに、各学校設置者等において引き続き性的マイノリティの児童生徒等へのきめ細かな対応をいただくよう依頼した。	文部科学省HP「性的マイノリティに関する施策」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1415166_00004.htm	○		○	
50	性的マイノリティに関する取組についての会議での周知（社会教育担当）	文部科学省	各都道府県・指定都市教育委員会生涯学習・社会教育主管課等を対象に文部科学省の施策説明を行う「全国生涯学習・社会教育主管部課長会議」において、性的マイノリティに関する文部科学省の取組を説明し、その趣旨の徹底を図った。 また、社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事等の養成講習において、性的マイノリティに関する文部科学省の取組について資料を配布し、趣旨の徹底を図った。	該当なし	○		○	

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の類型			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
51	性的マイノリティに関する取組についての会議等での周知 (学校教育担当)	文部科学省	各都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当者等を対象とした会議「人権教育担当指導主事連絡協議会」や教職員等を対象とした「人権教育推進研修」等の場において、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」(平成27年4月)、教職員向けパンフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」(平成28年4月)、性的マイノリティに関する課題と対応について追記した改訂版「生徒指導提要」(令和4年12月)の趣旨・内容を周知徹底するとともに、有識者による講演を実施するなどして、学校における性的マイノリティとされる児童生徒に対するきめ細やかな対応について理解の促進を図った。	人権教育推進研修 https://www.nits.go.jp/training/102/019.html	○		○	
52	人権教育開発事業	文部科学省	「人権教育開発事業」において、学校における人権教育の手引きとして作成した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20年3月)を補足する資料に理解増進法に係る記載を追加するとともに、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、性的マイノリティに係るものを含め、地域や学校における先進的な取組のモデルを構築した。	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料(令和6年3月改訂) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00006.htm 人権教育研究推進事業 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryu/1341102.htm	○		○	
53	スクールカウンセラー等活用事業 スクールソーシャルワーカー活用事業	文部科学省	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助すること等により、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する相談を含め、多様な相談事項に対応できるよう、学校における教育相談体制を充実させた。	該当なし		○		
54	公立学校施設整備事業	文部科学省	公立学校施設について、性的マイノリティ等の児童生徒を含む様々な児童生徒が利用できるバリアフリートイレの改修等を含む、教育環境向上と老朽化対策の一体的整備等の推進を図った。	文部科学省HP「国庫補助事業について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm			○	
55	私立学校施設整備事業	文部科学省	私立学校施設について、性的マイノリティ等の児童生徒を含む様々な児童生徒が利用できるバリアフリートイレの改修等を含む、教育環境の充実と質的向上を目的とした整備の推進を図った。	該当なし			○	

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の類型			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
56	ハラスメント研修（オンライン）の実施	文部科学省	各種ハラスメント（パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント（性的指向及びジェンダーアイデンティティを含む）、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント）について自習用研修教材にて学習を行う、全職員対象のハラスメント研修（オンライン）を実施した。	該当なし	○			
57	コンプライアンス等相談員の配置	文部科学省	各部局においてコンプライアンス等相談員を配置し、各種ハラスメント（性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とするハラスメントを含む）に対する相談窓口を整備した。	該当なし		○		
58	服務規律研修	経済産業省	全職員向けの服務規律研修にて、性的指向・ジェンダーアイデンティティへの理解について啓発を実施した。 また、本省全管理職向け義務研修や一般職員向け義務研修、全職員向け任意研修においても、性的指向・ジェンダーアイデンティティへの理解を高める講義を実施した。	該当なし	○			
59	ハラスメント相談員の配置	経済産業省	ハラスメント相談員を各局に配置するなど、ジェンダーアイデンティティ関連を含むハラスメントに対する相談体制を確立している。	該当なし		○		
60	理解増進に向けた取組における周知	厚生労働省	理解増進法が公布・施行されたことに合わせ、厚生労働省における性的マイノリティに関する理解増進に向けた各取組について、一括して確認できる特設ページを厚生労働省HP上に立ち上げることで、施策の充実を目的とし、周知・啓発に取り組んだ。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_u_roudou/koyou/shougaishakoyou/index_00007.html	○			
61	事業主に向けた周知・広報	厚生労働省	例年に引き続き、令和5年度においても、公正な採用選考のため、採用基準の基本的な考え方として「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」旨を記載した事業主向け啓発パンフレットを作成し周知・啓発を実施した。	該当なし	○			
62	労働者や事業主からの相談対応・体制の整備	厚生労働省	例年に引き続き、令和5年度においても、都道府県労働局及び労働基準監督署等に設置している総合労働相談コーナーにおいて、性的指向・性自認に関連する労働問題の相談に対応することをリーフレット等により周知し、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決に向けた支援を実施した。	https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html		○		
63	職場におけるダイバーシティ推進事業	厚生労働省	令和元年度に実施した「職場におけるダイバーシティ推進事業」の成果を踏まえて、性的マイノリティの方々をはじめ、誰もが働きやすい職場環境の実現に向け作成した、企業の取組事例等についてのリーフレットをHP上に引き続き掲載した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_u_roudou/koyoukintou/0000088194_00001.html	○			○

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の類型			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
64	職場におけるハラスメント対策に関する周知啓発	厚生労働省	被害を受ける方の性的指向や性自認にかかわらず、職場での性的な言動はセクシュアルハラスメントに該当しうることや、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動やいわゆる「アウトティング」は、パワーハラスメントの3要素を満たす場合には、これに該当しうることについて、職場におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント防止対策の一環として、パンフレット等を活用し、周知を行った。	該当なし	○			
65	新規採用職員研修等	厚生労働省	例年に引き続き、令和5年度においても、本省に勤務する職員向けに新規採用職員研修等において、性的マイノリティに関する内容を取り扱うこととした。（令和5年度受講者実績：新規採用職員研修280名）また、全職員を対象に、性的マイノリティに関する周知・啓発も実施した。	該当なし	○			
66	地方労働局の採用時研修等	厚生労働省	例年に引き続き、令和5年度においても、地方労働局職員がLGBT等についての理解を一層深めるために、全職員を対象とした研修や採用時研修などを実施している。（令和5年度受講者実績：採用時研修1,242名）また、ハローワークの職業相談窓口等において適切に対応できるよう、職員向けの啓発資料を作成し、配布した。	該当なし	○	○		
67	よりそいホットラインの運営	厚生労働省	例年に引き続き、令和5年度においても、生活上の様々な悩みを受け付ける24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）により、性的マイノリティに関する相談にも対応した。	https://www.since2011.net/yorisoi/n4/		○		
68	全職員向け任意セミナー	農林水産省	全職員向け任意セミナーにおいて、外部講師による性的指向・ジェンダーアイデンティティへの理解を高めるための講義を実施した。	該当なし	○			
69	各階層別研修	農林水産省	新規採用研修や管理者研修等の各階層別研修において、服務に関する講義の中で性的指向及びジェンダーアイデンティティについての内容を取り扱った。	該当なし	○			
70	職員向けの苦情相談窓口及び相談員の設置	農林水産省	職員向けの苦情相談窓口及び相談員を設置しており、性的指向、ジェンダーアイデンティティに関するハラスメントを含め、職員からの各種のハラスメント相談に対応した。	該当なし		○		

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の類型			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
71	職員による職員以外の方に対するハラスメント事案の通報窓口の設置	農林水産省	職員による職員以外の方に対するハラスメント事案についての通報窓口を設置しており、性的指向、ジェンダーアイデンティティに関するハラスメントを含め、職員以外の方からの各種のハラスメント相談に対応した。	https://www.maff.go.jp/j/apply/recp/tsuho.html		○		
72	住宅セーフティネット制度	国土交通省	住宅確保要配慮者(※)の入居を拒まないセーフティネット住宅において、改修や入居者負担の軽減への支援を行うとともに、居住支援協議会等による居住支援活動等への支援を実施しているところ、公営住宅等主務課長ブロック会議等を通じて、地方自治体に対して居住支援協議会の設立支援制度やセーフティネット住宅に関する補助制度の周知をおこなった。 ※自治体が定める賃貸住宅供給促進計画に位置づけることで、LGBTの方を住宅確保要配慮者に追加できることとしている。	住宅セーフティネット制度 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html			○	
73	人権・同和問題講演会、各階層別研修	国土交通省	令和5年度から人権・同和問題講演会において、性的指向及びジェンダーアイデンティティについての内容を取り扱っており、また、新規採用研修や新任管理職研修等の各階層別研修においても、人権に関する講義の中で同内容を取り扱った。(令和5年度受講実績：6,750名)	該当なし	○			
74	受入対応促進セミナー	観光庁	令和6年2月、性的マイノリティを含む多様な背景・価値観を有する訪日外国人旅行者が安心・快適に旅行を満喫できる環境の整備に向けて、観光関係者の理解促進を図る受入対応促進セミナーを実施した。	開催案内 https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000270.html	○			
75	新規採用職員研修	環境省	新規採用職員を対象に実施している研修のうち「公務員倫理」の項目において、ジェンダーアイデンティティについての内容を盛り込んだ。	該当なし	○			
76	総合的な窓口の設置	原子力規制庁	職員の多様な相談に応えるための総合的な窓口を設置しており、ジェンダーアイデンティティやハラスメントについてもその対象としている。	該当なし		○		
77	ハラスメント防止に関する教育	防衛省	ハラスメント防止に関する教育において、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動についてもセクシュアルハラスメントとなり得る等の教育を実施している。	該当なし	○			
78	人事担当者などに対する教育等	防衛省	全職員を対象に研修資料を配布し、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する普及・啓発を実施したほか、各教育課程や人事担当者などに対する教育においても、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する内容を取り扱った。	該当なし	○			

番号	施策・事業名	府省庁名	令和5年度に実施した施策等	URL	施策の種類			
					知識の着実な普及	相談体制の整備	その他の施策	学術研究
79	ハラスメント相談窓口の設置	防衛省	職員のためのハラスメント相談窓口を設置し、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する内容の相談を含め、職員からのハラスメント相談に対応した。	該当なし		○		
80	服務規律の遵守等についての周知	会計検査院	四半期ごとに服務規律の遵守等について職員へ周知を行っており、当該周知の中で、性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動についてもセクシャル・ハラスメントとなり得る旨周知した。	該当なし	○			
81	採用時研修、係長級昇任時研修、課長補佐級昇任時研修及び課室長級昇任時研修	会計検査院	採用時研修、係長級昇任時研修、課長補佐級昇任時研修及び課室長級昇任時研修において行っている服務規律等に係る科目の中で、性的指向及びジェンダーアイデンティティについての内容を取り扱った。（令和5年度受講者実績：採用時研修47名、係長級昇任時研修15名、課長補佐級昇任時研修40名及び課室長級昇任時研修29名）	該当なし	○			
82	セクシュアル・ハラスメントに関する相談員の設置	会計検査院	セクシュアル・ハラスメントに関する相談員を設置しており、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とするハラスメントについても相談の対象とした。	該当なし		○		